

○研修を受講するにあたって

研修を効果的で実りあるものとするためには

まず各市町村等において

- ・研修に専念できるように業務を調整すること。
- ・研修をする「目的」や組織としての「期待」を伝え、意欲を持って研修に参加できるように動機づけること。
- ・「人材育成は職員のより一層の向上を図るための職責である。」ことを意識すること。

また受講者自身が

- ・「この研修で何を取得し、どう生かすか」という目的意識を持つことが大事である。

【令和4年度 研修取組方針】

研修センターでは、市町村職員研修基本計画（平成30年度～令和4年度）に基づき、県内の各市町村等で策定した人材育成基本方針等を踏まえ、集合研修所としての役割である職員の能力の向上及び人材育成に取り組むとともに、職員間の相互交流や情報交換等でさらに研修効果が期待できる意見交換会も計画しながら、研修を実施します。

1 研修概要

新たな変異を繰り返す新型コロナウイルス感染症により、令和3年度は当初計画より海外派遣研修を中止といたしました。

そのような中で、階層別研修やその他の研修につきましては、できる限り中止をすることなく延期やオンライン研修で対応した結果、ブロック研修や共同開催する研修を除いて全て実施しております。

令和4年度も検温や消毒はもとより、アクリル板の設置やフェイスシールドの配布など集合研修所として十分な新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、対面での集合研修を基本としつつ、オンライン研修も取り入れて実施する予定としております。

令和4年度においても各市町村の意見や受講者のアンケート結果を参考に時代の変化の中で求められる職員像やより必要となる能力について検討し、令和3年度よりも4課程多い49課程の研修を計画しております。

主な変更点は以下のとおりです。

(1) 一般研修（階層別研修）

すべての階層別研修において過去2年間の新型コロナウイルスへの対応経験を基に定員数を若干増やして、開催回数を調整しております。

「新規採用職員前期研修」では、令和4年度から第5回（2日間）を新規採用職員のうち社会人経験者を対象として追加し、転職というチャンスをプラスに活かすための意識の持ち方や効果的なコミュニケーションのとり方等を習得する

ためのカリキュラムを準備しました。

「新任課長補佐研修」では、新たにハラスメントの研修を取り入れております。パワーハラスメントへの理解を深め、管理職として部下が気持ちよく働ける環境づくりのために“ハラスメントにならない部下指導スキル”を学びます。

毎年内容を変更して開催する「現任管理職研修」では、係長以上の管理職に求められる能力として、令和4年度は議会答弁編と管理者のリーダーシップ編を開催することにしております。

(2) 選択研修（能力開発研修）

選択研修では、管理能力、政策形成能力、法務能力、業務遂行能力、意識改革など種々の能力向上を図るため、必要に応じて個別に選択できるよう設定しております。

新規に計画した研修では、各団体からご要望が多かった自治体DXに関する研修として「自治体DXの推進セミナー」の開催を予定しております。DXとは何か、また対応する職員の確保や育成、推進するための手法を学びます。

毎年内容を変更して開催する「防災危機管理研修」では、令和4年度は要配慮者、避難行動要支援者対策を開催することとしております。

「民法セミナー（債権）」「ファシリテーションセミナー」「自治体の業務改善と働き方改革」では新たな講師をお招きして開催いたします。

「プレゼンテーションセミナー」では、他の研修で説明力や会話術を補完できるため、これまで2日間研修だったものを1日間研修に短縮して実施いたします。

その他の研修でも行政サービスの向上や実際の現場で活用できるスキルを学べるような内容となっています。

(3) 専門実務研修

地方公共団体等における契約事務、地方公会計における簿記、初任者の税務関係職員や債権徴収事務など、職務遂行のために必要な専門的知識や技能の向上を図れるよう、各市町村等職員の業務に直結する研修を実施いたします。

「契約事務（基礎）研修」「税務関係職員初任者研修」「債権徴収事務研修（私債権）」では新たな講師をお招きして開催いたします。

(4) 指導者育成研修

昨年度より隔年開催となった「ハラスメント対応研修」を今年度は実施いたします。ハラスメントの問題を正しく理解して貰うとともにハラスメントの相談窓口担当者や係長以上の管理監督職にある方など、相談を受ける側の育成を目的としています。

(5) その他

新規の市町村振興セミナーとして「デジタルトランスフォーメーション(DX)基本セミナー」を開催いたします。3時間程度の講演で先進地事例を参考に初めての方でも分かるようなセミナーです。限られた部署の職員だけでなく、ど

なたでも参加できます。

(6) 各市町村等が自ら実施する研修等に対する支援

- ア 外部専門講師、県職員及び協会職員等の派遣による出前研修
- イ 自治大学校、市町村職員中央研修所等研修機関への研修派遣助成
- ウ 各市町村等が自ら実施する研修の企画等に関する助言
- エ 各市町村等が自ら実施する研修への講師あっせん
- オ 研修用DVD・書籍等研修用教材の貸出し
- カ 協会ホームページによる研修情報の提供

2 個別研修について

(1) 海外派遣研修

海外の優れた施策、事例及び文化を学び同時に国際的な感覚と広い視野を得ることで、県内市町村の施策展開に資することを目的として毎年12名2班を欧米、欧州、アジアのいずれかに派遣する計画となっていましたが、令和3年度は世界規模での新型コロナウイルス感染症の流行により渡航ができなかったため、当初計画より中止としました。

令和4年度においても変異を繰り返す新型コロナウイルス感染症の影響がまだまだ不透明なため、令和3年度と同じく当初計画より中止としております。

(2) ブロック研修

研修センターで開催する集合研修には、県内各市町村等から多くの受講者が集まりますが、遠隔地においては宿泊費等の予算確保や長時間の移動による時間的制約など多くの負担を強いられます。そこで、それらを軽減し受講しやすい研修環境を確保するため、県内の地域ごとに開催するブロック研修を実施します。

(3) 出前研修

県内各市町村に講師を派遣し、市町村職員等に研修の機会をより多く提供する「出前研修」については、コロナ禍の状況で複数の団体での共催が困難な場合、県内講師に限り単独団体での開催ができるよう令和3年度に引き続き令和4年度も拡充を図っております。

3 ひとつづくり助成金について

市町村等における人材育成を支援するために、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、総務省自治大学校、国土交通大学校、全国建設研修センター、日本

下水道事業団に職員を派遣する市町村等に対し、費用の一部を助成します。

4 研修推進体制

(1) 県内各市町村等との連携

研修センターは、県内各市町村等の共同研修を行う拠点であることから、職員の計画的な研修受講や適切な研修管理が行われるためには、これまで以上に各市町村等とより一層緊密な連携を図っていく必要があります。

このため、年に2回、研修担当主管課を集めて説明会を開催するほか、「市町村職員研修検討委員会」「市町村職員研修検討委員会幹事会」等における様々なご意見・ご要望を踏まえながら、研修の企画運営を行っていきます。

(2) 県との連携

市町村職員研修センターにおける研修の実施に当たっては、県の研修機関である自治学院との連携は重要で、これまでも合同研修の開催や情報交換を活発に行ってまいりました。

今後も自治学院は基より県市町村課や人権同和対策課などから新規採用職員研修等の講師派遣に全面的な理解と協力を得て、更なる研修の充実を図るため県との連携体制を強化していきます。

【令和4年度 県との合同開催セミナー】

「管理者研修」

「行政と争訟セミナー」

「クレーム対応セミナー」

「自治体DXの推進セミナー」

「デジタルトランスフォーメーション（DX）基本セミナー」